

○津軽広域連合議会の定例会の回数に関する条例

(平成10年2月26日条例第6号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第102条第2項の規定に基づき、津軽広域連合議会の定例会の回数を定めることを目的とする。

(回数)

第2条 津軽広域連合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。